

浄化槽の維持管理

浄化槽は、適正に維持管理を行わないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。浄化槽法では、浄化槽の使用が行うべき3つの義務を定めています。個人または法人で浄化槽を管理している方は、確実に実施してください。

①保守点検：都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業▽専門業者(都環境局ホームページ <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>参照)へ申し込み

②清掃：市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業▽青梅市の許可業者・青梅新興(株) 74-4281へ申し込み

③法定検査：都知事が指定した機関が実施する①と②の状況等を客観的に判断する検査▽都知事指定機関(公財)東京都環境公社多摩分室 042・595・7982へ申し込み

また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に都へ届け出てください。

問い合わせ

▽保守点検について：都多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽担当 042・528・2692

▽清掃について：市清掃リサイクル課清掃係

▽法定検査について：(公財)東京都環境公社多摩分室 042・595・7982



12月25日～31日に消防団歳末警戒を実施

冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすいです。また、ストーブなどの暖房器具を使うことが多くなりますので、火気の取り扱いには十分ご注意ください。青梅市消防団では、火災による被害をなくすための予防活動として、12月25日(土)～31日(金)に歳末警戒を実施します。

皆さんのご理解と協力をお願いします。

お問い合わせ 防災課消防係

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ ジェネリック医薬品差額通知書の送付

東京都後期高齢者医療広域連合では、現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、お薬代(自己負担額)がどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知書を、12月中旬に送付します。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売され、同等の品質・効き目・安全性がある国が認めた医薬品です。開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも一般的に安価になっています。

この通知による医療費の支払いや還付金は発生しません。

対象者 生活習慣病などで先発医薬品を処方されている方で、お薬代が一定額以上軽減される見込みの方

※すべての被保険者へ送付するものではありません。

問い合わせ ジェネリック医薬品差額通知書ポータルデスク 0120・601・494(12月中旬～1月31日の2月29日～1月3日・祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)、東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係 03・3222・4507

自治会活動紹介コーナー 第6支会紹介

青梅市自治会連合会第6支会長 加藤博行

コロナ禍で社会環境が大きく変化し、我々の生活もいろいろと制限されることが増えました。

第6支会においても令和2年度の約1年間と令和3年度の4月～10月の約半年間、さまざまな催しは中止を余儀なくされ、支会の活動は休止状態でした。

本年度第6支会全体で行われた唯一の大きな事業が、小曾木地区(黒沢、小曾木、富岡)を貫いて流れる黒沢川の清掃活動でした。

今年で40回目の開催となるこの活動は、小・中学生が実行委員会を組織し実施しており、父兄や地区内の住民590人が参加しました。

参加人数はコロナの影響で減少しましたが、久しぶりの屋外活動で皆さん張り切って活動していました。支会と同様に各自治会においても活動が制限されていきましたので、この1年半は地域全体が元気がない期間となりました。

しかし、このような中で黒沢地区において黒仁田川をせき止めて作られた「ひまわりプール」が21年ぶりに復活し、来日より本格始動することが周知され、地域にとっても嬉しいニュースとなりました。

また、10月には高齢者が住み慣れた地域で生活して

いく方法等を考えるために「高齢者お助け隊」を設立しました。今後は「おそぎの学校と地域を考える会」と一緒に活動していきます。支会と同様に各自治会においても活動が制限されていきましたので、この1年半は地域全体が元気がない期間となりました。

この活動が高齢者にとって住みやすい環境を整える一助になることを期待しています。

▽青梅市自治会連合会 <https://www.ome-tengou.jp/>

問い合わせ 市民活動推進課地域支援係



人も動物も幸せに暮らすために

青梅市獣医師会から

動物の新型コロナウイルス感染症は世界規模で報告されていますが、日本では飼い主から感染した犬・猫が数例報告されています。

また感染した飼い主さんのペット保護について、都では動物愛護センターおよび感染した飼い主の療養施設「船の科学館」で同行したペット、合わせて400頭以上が保護されました。

新型コロナウイルスは、WHOにより「動物が起源」とされ、コウモリ由来のウイルスが他の動物を介して人に感染した可能性が高いと公表され、人から人へ、人から動物へと伝播し、動物由来の人間共通感染症として猛威を振るっています。

人と動物との共通感染症は非常に多く、市民の皆さんの感染を防ぐため、青梅市獣医師会では、公衆衛生の観点から人獣共通感染症の正しい情報を、あらゆる機会に提供する事業を推進しています。

感染症予防のために、動物との過度の接触は控え、動物と接触した後は、手洗いや消毒を行うように推奨します。

犬や猫の飼主の方へ

犬や猫の寿命は10年以上です。次のことを守り、愛情をもって飼いましょう。

▽名札をつけるなど身元を表示する

▽繁殖を望まない場合は不妊去勢手術を受けさせる

▽健康診断を受けさせ、感

染症を予防するワクチン接種を受けさせる

▽飼えない事情ができた場合は引き取り手を探す

愛護動物の遺棄・虐待は犯罪です

▽殺傷した場合：5年以下の懲役または500万円以下の罰金

▽遺棄・虐待した場合：1年以下の懲役または100万円以下の罰金

犬の飼い主の方へ(散歩するときのマナー)

▽散歩の際はリードで制御し、周囲に気を配りましょう。ふんは持ち帰り、尿は水で流す等後始末をしっかりとください。

イエローチョーク作戦

路上に放置された犬のふんを黄色いチョークで囲むことで「ふんの放置を許さない」という地域の態度を示し、飼い主のマナー向上と、ふんの放置をなくしていくこととする取り組みです。環境政策課(市役所5階)でイエローチョーク2本を配布しています。ご協力をお願いします。

猫の飼い主の方へ

室内で飼いましょう。けがや病気、交通事故等の危険から守ることができ、放し飼いによる近所とのトラブルも防止できます。

地域猫活動へのご理解を

市では、「青梅市地域猫活動の手引き」を作成し、ホームページ(記事ID:764)等で周知しています。地域猫活動とは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、餌

トイレなどを地域で適正に管理することで、トラブルを減らすための活動です。ご理解をお願いします。詳細は環境政策課へお問い合わせください。

飼い主のいない猫にエサを与えている方へ

▽決まった時間に食べさせる量を容器に入れて与える

▽置き餌(餌を放置して場を離れる行為)や餌のばらまきはしない

▽餌を与える場所の周辺にトイレを設置する

▽餌を与える場所やトイレは、周辺住民に影響のない場所を選び、所有者(管理者)の理解を得る

▽餌を与える場所や周辺の清掃を行い、常に清潔を保つ

▽不妊去勢手術を実施する飼い主のいない猫への不妊去勢手術

市では(公財)どうぶつ基金の「さくらねご無料不妊手術事業」を活用し、市内のボランティア団体と協働して、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施しています。お困りの方は環境政策課へご連絡ください。

なお、「さくらねご無料不妊手術事業」は一般枠で個人の方も申し込みができます。

国民健康保険 後期高齢者医療保険と交通事故

交通事故など、第三者から受けた病気やけがについても、保険証を使って医療が受けられます。

ただし、受診の際は、必ず、第三者から受けた病気やけがであることを医療機関等へ申し出てください。

また、「第三者行為による傷病届」を保険年金課(市役所1階)へ提出してください。

※国民健康保険・後期高齢者医療保険で医療費を一時的に立て替え、加害者や加害者が加入する自動車保険会社等に請求します。

※加害者から治療費を受け取った場合や示談を済ませた場合は、国民健康保険や後期高齢者医療保険は使えません。事前に必ず保険年金課へご連絡ください。

なお、仕事上の病気やけがについては、勤務先の労働者災害補償保険(労災保険)へ届け出てください。

また、けんかや泥酔などによる病気やけがについては、給付が制限されることがあります。

問い合わせ 国民健康保険：保険年金課給付係▽後期高齢者医療保険：同課後期高齢者医療係

問い合わせ

▽犬・猫の飼い方について：東京都動物愛護相談センター多摩支所 042・581・7435

▽右記以外について：市環境政策課管理係